

(案)

資料1-3

事務連絡
令和7年10月1日

サイバーセキュリティ対策推進
専任審議官等会議構成員等 各位

サイバーセキュリティ対策推進
専任審議官等会議議長

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書「各府省庁等の情報システムに係る情報セキュリティ対策等の状況について」に関する改善措置の実施の徹底等について（通知）

標記について、令和7年9月に会計検査院から国会等に報告がなされ、各府省庁等に対して、統一基準群に準拠した情報セキュリティ対策を講ずることなどについての所見が示されたところ、各府省におかれては、当該所見についての改善措置がとられるよう関係者に徹底されたい。

なお、国家サイバー統括室としては、今般の報告書を受けて、各府省庁等において検査の対象となった情報システムの情報セキュリティ対策等の対応状況について速やかに把握し、監査等の取組を通じてフォローアップ等を実施することとしたので、協力いただきたい。

関連文書： 会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書「各府省庁等の情報システムに係る情報セキュリティ対策等の状況について」（令和7年9月）
「会計検査院の報告書に関する指摘内容の調査について（依頼）」（令和7年9月16日事務連絡）（機密性2情報）